

保険証の回収と返却にご協力をお願いします

健康保険組合・全国健康保険協会(保険者)が
負担する必要のない医療費が発生しています。

退職などで健康保険の資格を失った方が、事業主に健康保険証を返却せずに医療機関を受診する場合があります。

この場合、保険者には本来負担する必要のない医療費が発生し、健康保険料率の決定に大きな影響を及ぼすことになります。

退職や扶養から外れた方の保険証はすみやかに回収し、「資格喪失届」や「被扶養者異動届」と同時にご返却ください。今後も変わらぬご協力をお願いいたします。

保険証に関するお願い

退職される方、健康保険の扶養家族から外れる方がいらっしゃる場合は、次の3つを必ずお伝えください。

加入者ご本人(被保険者)は 退職日の翌日から
加入者ご家族(被扶養者)は 扶養から外れた当日から
保険証の使用はできません

1 退職後は、現在お使いの保険証は使用できないこと

2 新たな健康保険の加入手続きをすみやかにすること

3 返し忘れた保険証を見つけたら、すぐに返却すること

資格喪失届・被扶養者異動届を提出する際、同時に返却できなかった保険証は、確実に回収のうえ、回収した保険証の発行元へすみやかにご返却ください。

Q. 退職後に、保険証を使用してしまったらどうなる？

退職をすると、健康保険の資格がなくなります。

A. 資格のない保険証を使用した場合は、後日、**医療費を返還**していただくこととなります。

例：医療費総額10,000円のケース【3割負担の場合】



健康保険の資格がなくなった後、それまでの保険証を使って医療機関等を受診してしまった場合は、保険者がいったん負担した医療費（総医療費の7割～9割）を、返還していただくこととなります。後日、保険者より請求いたします。

医療機関等では、患者さまから提示された保険証の有効・無効の判断はできません。「病院で、なにも言われてなかったから大丈夫」というのは、誤りです。保険証の使用責任は、ご本人さまにかかってきます。退職後は、新しい保険証を提示して受診しましょう。

Q. 健康保険の資格がさかのぼって取り消されたらどうなる？

資格が取消された期間で、医療機関等を受診した場合は、健康保険が負担した**医療費は返還**していただくこととなります。

A. また、その取り消された期間分として受けた傷病手当金高額療養費などの**健康保険の給付金**についても、同様に**返還**していただくこととなります。

Q. なぜ、健康保険料率に影響するの？

事業主・加入者の皆さまが負担している健康保険料は、加入者の皆さまの医療費や高齢者の医療費を支えるための拠出金などに使われています。

A. そのため、保険者が負担する必要のない医療費が発生すると健康保険料率に大きな影響を及ぼすこととなります。保険者は、**負担する必要のない医療費の発生防止及び回収**に取り組んでいます。

ご不明な点は、お手元の保険証の発行元（健康保険組合または全国健康保険協会）までお問合せください。